

ダイオキシン類に係る排出量

1. 届出外排出量と考えられる排出

平成14年度のダイオキシン類の全国排出量は「ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)」において、別途推計されている。同インベントリーの推計値には事業者からの届出排出量も含まれているため、届出排出量が含まれる発生源においては、平成14年度のダイオキシン類の届出排出量を差し引いたものを届出外排出量と考えることとする。

なお、水域への排出について平成13年度においては同インベントリーの推計値と届出値がほぼ一致していた。このような場合は、届出外排出量の推計は行わないこととする。

表1 「ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)」の発生源と推計区分の関係(大気)

発生源	届出外排出量の推計区分			
	対象業種	非対象業種	家庭	移動体
製紙(KP回収ボイラー)				
その他の製造業関連施設				
火力発電所				
一般廃棄物焼却施設				
産業廃棄物焼却施設				
小型廃棄物焼却炉等				
火葬場				
自動車解体・金属スクラップ卸売業 アルミニウムスクラップ溶解工程				
たばこの煙				
自動車排出ガス				

2. 推計方法

「ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)」における発生源別の全国排出量から届出排出量を差し引いた値を届出外排出量とみなし、その値を発生源に関連した指標を用いて都道府県に配分するものとする(図1参照)。

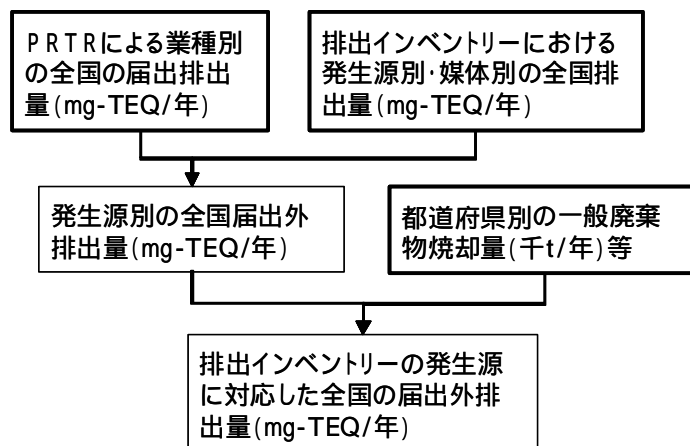


図1 ダイオキシン類に係る排出量の推計フロー

3. 試算について

平成15年12月現在、平成14年度の届出排出量を取りまとめ中であるため、対象化学物質の排出量の試算結果を示さないが、第2回公表までに推計を行う予定である。